

惜しあべきは小説第一貴重な事なり。

されど不思議に、聯絡はあり黒板はあり支離滅裂にて
実は然らず。佐伯の山も河も海も房も谷も街も、城山
の古跡も村落の煙も、農夫の生活も山間の悲歌も葬送
も明日も、凡て彼の燃ゆる如き物間の増幅に接せばま
れで、相融化せられたるの觀身り。

「佐伯は於ける一年の生活に就て熱血をそむる程に著
作せんと歟す。この著作を以て佐伯生活を開ぢ……」
と独歩が述べてゐるようだ、非常交渉意を抱いて、「數
かざるの記」を書いたものと思われます。

(おわり)

研究

龍嶽・吉田家に伝ある高政文書

会員 羽柴 弘

佐伯市大字海崎の百枚部落、吉田孝作氏の家に、佐伯
藩初代毛利高政の古文書がある、と伝え聞いたのは秋の
初め頃であつたが、やつと先日出かけて拝見する機会を得た。

吉田家では小さな猿顎に表装し、お座敷に掲げてあつ
た、快く掲じて額をおろして見せてくれ、『字幕にもとろ
とて預いた。延しく慶長十五年、高政の表押まである文
書で、先般紹介した大鳥神崎家の高政文書と相違するも
ので、書体といい、筆のかずれといい、署名から花押に
至るまで本物である。

それほどの折紙で、横長くかなり大きな文字で、例の
走り書き風に運びな文書で次のように書かれてある。

其方荒起之内田烟
伊勢守
高政表押
吉田孝作
左へ
慶長十二年
(十一月廿日)
（意訳）

其の方の開墾による田畠屋敷につ
て、高三拾石分扶助させるので、
扶助金を候。水代全く領取
不可きの状件が如し。

慶長十二年といふ年は、鶴屋城竣工の翌年で、高
政が厳しく鶴屋のお觸書を出し（高田家文書）又水夫
役免除（鶴屋家文書）の頭で、領内治政に専ら力を用いた
時のことである。産業の開発、国土の開拓奨励の趣
旨であると思つて読んだが、單なる開拓に対する永代
三拾石扶助は額が多すぎると思つて、会員佐賀氏は
示して下さつた。それによれば、
寛永四年八月廿五日二千高明（幼名次郎ハシ）
と云ふ、生母は吉田氏の家老只列す。
とあり、つまり吉田家は高政の側室の出た家である。
近くの近藤家が毎年礼佐伯氏の旧臣であり、山一
つ越せば古市は近いし、この文書は「吉田甚右衛門」
とあるからには、近藤家と同じく毎年礼の旧臣であ
つたのではないか、と考えたい。
と考えられるが、尚文面にはつきり出している開拓獎
勵の高政治政の姿もはつきり伺えて、藩祖高政の人
柄するも徳ばれるというものである。

(終)

(訓読)